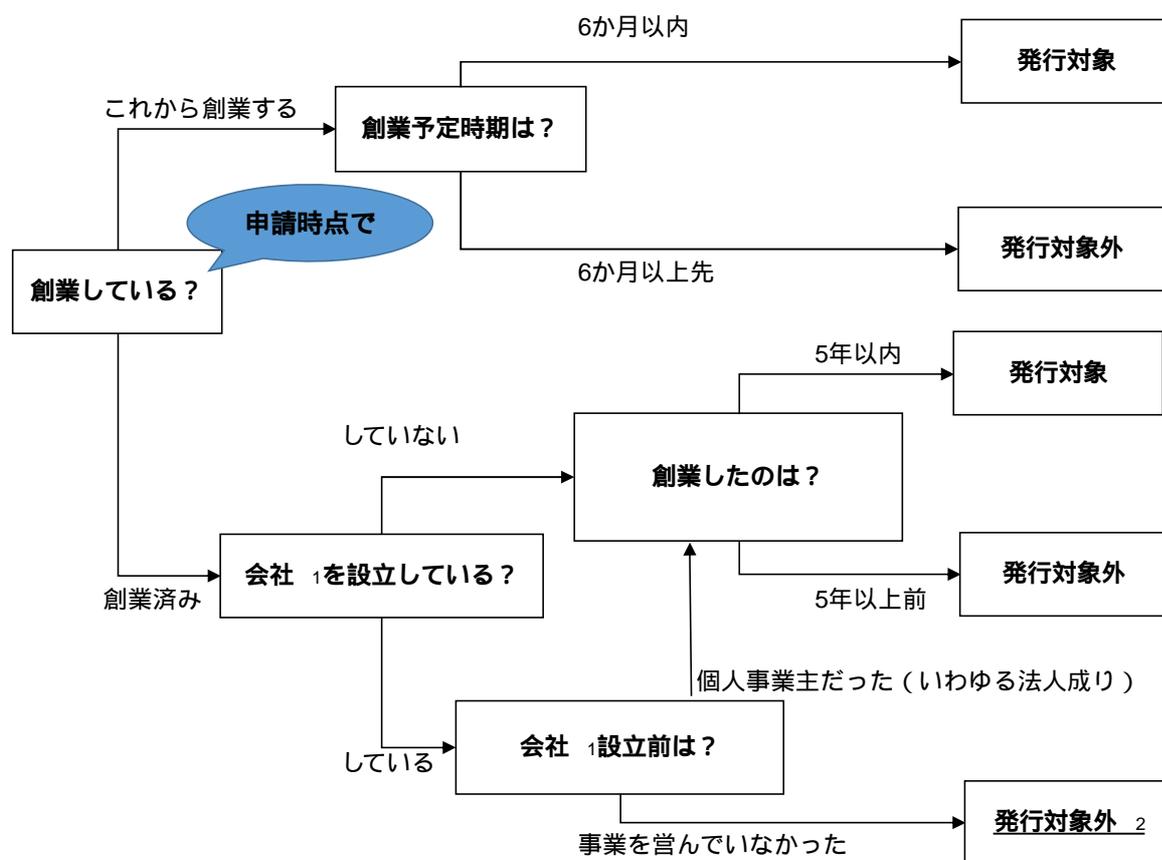


特定創業支援等事業を受けたことの証明書発行に係る対象者について (令和6年6月1日から)

このことについて、相模原市においては、令和6年6月1日から次のとおり取扱いを変更します。

「特定創業支援等事業を受けたことの証明書」の申請書を市に提出した時点で、既に会社を設立しているもの(ただし、個人事業主として開業後5年を経過していない者が、法人成りするものを除く。)については、「発行対象外」に変更します。



1 会社とは、会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）のこと。

2 ただし、令和6年5月31日までに一度でも各機関の認定創業支援等事業に参加している場合は、「発行対象」として申請を受け付けます。